

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・教育庁 学校教育課

法令名	学校教育法施行令	法令番号	昭和28年政令第340号		
手続名	指定技能教育施設の指定の解除	根拠条項	第36条		
処 分 基 準	指定の解除（学校教育法施行令 第36条）				
	指定の基準（学校教育法施行令 第33条）				
	技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年3月31日文部省令第8号）				
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	学校教育課	交付機関	学校教育課
				目次	1